
職業実践力育成プログラム（BP）

1. 認定看護師教育課程は、文部科学省「職業実践力育成プログラム（BP）」として、認定されています。

本学の認定看護師教育課程（摂食嚥下障害看護分野）は、文部科学省から職業実践力育成プログラム（BP:Brush up Program for professional）として、令和3年度開講分より認定されています。BPは社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的として、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを認定するものです。

（参考）厚生労働省職業実践力育成プログラム（BP）認定制度について
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/bp/index.htm



認定されたプログラムの概要

- (1) 課程：履修証明プログラム
 - (2) 課程名：認定看護師教育課程（摂食嚥下障害看護分野）
 - (3) 期間：1年間
 - (4) 修得資格：
 - 公益社団法人日本看護協会認定看護師認定審査「摂食嚥下障害看護」分野の受験資格
 - 厚生労働省の特定行為研修修了証
 - 認定看護師教育課程「摂食嚥下障害看護」修了証
 - (5) 社会人が受講しやすい工夫：
 - ①e-ラーニングの活用
 - ②集中講義の実施
 - ③ビデオ補講
 - (6) プログラム概要：
 - 4月から10月：
臨床病態生理学、臨床推論、フィジカルアセスメント、臨床薬理学、疾病・臨床病態概論、医療安全学／特定行為実践など、広く看護の基礎となる医学的知識や技術を修得する。また演習・実習により、「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」区分の特定行為を実践するための知識や技術を修得する。
 - 11月から3月：
年度上半期に行った特定行為に関する科目で得られた知識・技術をもとに、摂食嚥下障害看護認定看護師として高度な実践を行うための知識・技術を学ぶ。教育内容には、摂食嚥下障害の病態、嚥下機能評価、摂食嚥下障害患者への援助技術、リハビリテーション、リスクマネジメントが含まれ、後半の臨地実習（150時間）や統合演習によって臨床実践力を向上させる。
-